

第九十回帝國議會 會計法戰時特例廢止等に関する法律案委員會會議錄(速記)第十回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
政府出資特別會計法外二十一法令の
廢止等に関する法律案(政府提出)
改定豫算に関する法律案(政府提出)

昭和二十一年七月二十七日(土曜日)午
前十時四十七分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 青木 孝義君 理事 青木 清左エ門君

田中 實司君 禮澤 麻吉君

江部 順治君 太田秋之助君

北村徳太郎君 新妻 イト君

松本 七郎君 竹谷源太郎君

伊藤 恭一君

七月二十五日改定豫算に関する法律案
(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託サレ
タ

出席國務大臣

大藏大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

大藏事務官 石原 周夫君

委員長ノ許可ヲ得テ出席者

議員 大橋 喜美君

本日ノ會議ニ付シタ議案

政府出資特別會計法外二十一法令の
廢止等に関する法律案(政府提出)

改定豫算に関する法律案(政府提出)

○坂東委員長 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、本委員會ニハ去ル二十五日本會議ニ
於テ政府ヨリ提出サレシ議案、即
チ改定豫算に関する法律案ガ更ニ併託
サレシタガ、右案ニ對スル審議ハ政府
出資特別會計法外二十一法令の廢止等
に關する法律案ノ討論採決後引續キ行

ヒタイト思ヒマス、別段ニ御異議アリ
マセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○坂東委員長 其ノヤウニ決シマシタ
○坂東委員長 是ヨリ政府出資特別會
計法外二十一法令の廢止等に関する法
律案ヲ議題ト致シマシテ討論ニ付シマ
ス——石原政府委員

○石原政府委員 前回竹谷委員カラ質
問ノアリマシタ點ニ付キマシテ申上ゲ
マシタ點デ、此ノ際補足シテ申上ゲル
必要ガアルノデ一寸申上ゲマス、ソレ
ハ前回、軍人軍屬ノ恩給ヲ止メマシタ
ノデアリマスガ、其ノ人達ガ拂ツテ居
リマシタ國庫納金ヲ返スト云フ問題デ
アリマス、是ハ其ノ後調べ見タノデ
アリマスガ、恩給ノ國庫納金ハ軍人ニ
付キマシテ下士官及ビ將校ハ、昭和九
年ノ四月一日カラ恩給法ノ國庫納金ヲ
百分ノ一負擔スルコトナリ、ソレハ
昭和十四年五月一日カラ戰地ニ參リマ
シタ者ニ付キマシテハ納金ヲ致シテ居
リマセス、兵ハ終始一貫致シマシテ納
金ヲシテ居リマセス、隨ヒマシテ其ノ
間ニ國庫ニ納金致シマシタ金額ハ極メ
少額ナモノカト思ハレマスノデ、之
ヲ一人々々毎月ノ俸給額カラ計算致シ
マスト相當ナ困難ガアル譯デアリマシ
テ、隨ヒマシテサウ云ツタ困難ト、其
ノ金額トノ關係ヲ睨ミ合セマシテ、尙
ホ色々關係ノ向キト相談ヲ致シマシ
テ、善處致シタイ、斯ウ云フコトデア
リマスノデ、先般不十分ナル説明ヲ申
上ゲマシタ、其ノ點ヲ此ノ際補足シテ
置キマス

○坂東委員長 是ヨリ討論ニ移リマ
ス、討論ハ之ヲ許シマス——青木孝
義君

○青木(孝)委員 我々審議致シテ參リ
マシタ政府出資特別會計法外二十一法
令ノ廢止等ニ關スル此ノ法律案ニ付キ
マシテハ、問題ハ廣イ範圍ニ互ツテ居
リマスケレドモ、何シロ是等ヲ廢止シ
テ次ノ建直シニ掛カラウト云フコトデ
アリマスノデ、我々審議モ、我々自
身ノ不勉強ノ爲メ、分ラナイ所モアリ
マシタガ、色々御説明ヲ戴キマシテ大
體了承致シタ次第デアリマス、之ヲ以
テ大體終ツタノデハナイカト云フ風ニ
考ヘマスノデ、是ニテ審議ヲ完了致シ
タイト存ジマス

○坂東委員長 一寸青木サンニ御伺ヒ
致シマスガ、審議ヲ完了シテ原案賛成
ノ意味デスカ

○青木(孝)委員 原案賛成ノ意味デス
○坂東委員長 次ニ青木清左エ門君

○青木(清)委員 進歩黨ヲ代表致シマ
シテ意見ヲ申上ゲマス、本案ハ何レモ
終戦後ノ處置トシテ萬已ムヲ得ヌモノ
ト存ジマスガ故ニ、第一議會ノ審議ヲ
打切ツテ第二議會ニ移サレンコトヲ望
ミマス

○坂東委員長 一寸青木清左エ門サン
ニ御伺ヒ致シマスガ、今討論デスカ
ラ、ヤハリ賛成デスカ

○青木(清)委員 賛成デス

○坂東委員長 新妻イト君

○新妻委員 此ノ法案ハ陸海軍ニ對シ
マスコトデゴザイマスガ、是ハ終戦致
シマシタノデ、私ハ全面的ニ賛成致シ

マスケレドモ、尙ホ外地ニゴザイマス
問題ニ付テ、色々ゴザイマスケレド
モ、政府ノ方ニ於テモ十分御考慮ニナ
ルコト存ジマスカラ、私ハ社會黨ヲ
代表致シマシテ賛成致ス次第デゴザイ
マス

○坂東委員長 討論ニ參加ノ爲メ特ニ
大橋喜美君ノ出席ヲ許可シ、發言ヲ許
シマス——大橋喜美君

○大橋委員 協同民主黨デモ賛成デゴ
ザイマスカラ、ドウゾ宜シク願ヒマス

○坂東委員長 伊藤恭一君

○伊藤(恭)委員 新政府ヲ代表致シマ
シテ原案ニ賛成致シマス

○坂東委員長 一寸御報告申上ゲマス
ガ、無所屬クラブノ竹谷委員ハ出席シ
テ討論ニ參加スル管デアリマスガ、ド
ウシテモ出ラレナイノデ來テ呉レマセ
ヌカラ、先例モゴザイマスカラ、討論
ニ參加出來ナイモノト認メマシテ、討
論ハ之ヲ以テ結局致シマシタ、是ヨリ
採決致シマス、原案ニ賛成ノ方ノ御起
立ヲ望ミマス

(總員起立)

○坂東委員長 起立總員、仍テ本案ハ
原案ノ通り可決致シマシタ、引續キ改
訂豫算に関する法律案ノ審議ニ入リマ
ス、先ヅ政府ヨリ提案理由ノ説明ヲ聽
取致スコトニ致シマス

○石橋國務大臣 改訂豫算に関する法
律案提案提出ノ理由ハ、曩ニ本會議ニ於
テ申上ゲマシタ通りデアリマス、昭和
二十一年度豫算ハ衆議院ガ解散致シマ
シタ爲ニ成立ヲ致シマセヌ爲ニ、政府
ハ憲法第七十一條ニ依リマシテ、前年

度豫算即チ昭和二十年年度豫算ヲ施行致
シタノデアリマス、然ルニ昭和二十年
度豫算ハ、御承知ノ如ク戰爭ノ遂行ヲ
前提トシテ編成セラレマシタ戰時豫算
デアリマシタ、今日事態ガ一變致シマ
シタ昭和二十一年度ノ豫算トシテハ、
之ヲ隨製スルコトト致シマシテモ、其
ノ大部分ハ使用致スコトノ出來ナイモ
ノデアリマス、併シ政府ハ年度開始勿
勿ニ於キマシテハ、第二豫備金ヲ拂切
リマシタシ、又緊急處分ヲ以テ支出致シ
費ハ財政上ノ緊急處分ヲ以テ支出致シ
マシテ、議會開會ニ至ルマデノ財政需
要ヲ滿シテ參ツタノデアリマス、隨ヒ
マシテ今後ノ所製經費ハ更ニ其ノ大部
分ヲ追加豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ
得マシテ遂行スルコトモ出來ル次第デ
アリマスガ、左様ニ致シマス、先般
本會議デモ申上ゲマシタヤウニ、昭和
二十一年度ノ豫算ト云フモノハ形式的
ニ唯非常ニ大キナ數字ニナリマシテ、
歲入歳出ノ實體ト云フモノガ分ラナイ
ヤウナコトニ相成リマス、又實際ソレ
デハ豫算ノ實行上ニモ種々ナル不便ヲ
生ズルコトナル、斯様ナ譯デアリマ
スノデ、此ノ際其ノ不合理ヲ改メマシ
テ、豫算ヲ適切簡明ニ致シマス爲ニ、
施行豫算ヲ實行スルノガ本當ノ建前デ
アリマスガ、其ノ施行豫算ヲ更ニ豫算
デ改訂スルコト云フコトニ致シマシ
テ、即チ改訂豫算案ヲ今回ノ帝國議會
ニ提出スルコトニ致シタ譯デアリマス、
此ノ改訂豫算ハ施行豫算ノ定額カラ、
内外ノ情勢ニ顧ミマシテ支出スル必要
ノナイ費額、又ハ支出スルノ適當ト

第六類第九號 會計法戰時特例廢止等に関する法律案委員會會議錄 第十四 昭和二十一年七月二十七日

シナイ費額ハ之ヲ除キマス一方、昭和二十一年度ニ於テ緊要デアリ、又施行豫算デハ處理ノ出來マセヌモノ、或ハ施行豫算デハ不足スル費額ヲ之ニ加ヘマシテ、更ニ昭和二十一年度勅令第二百四十二號ニ規定スル經費ヲモ、之ニ統合スルナド、必要ナ調整ヲ施シマシテ、實質的ナ昭和二十一年度豫算ヲ編成シテ、之ヲ帝國議會ノ協贊ヲ經ヨウトスルノデアリマス、斯様ニ致シマスコトガ、此ノ際財政ノ處理トシテ最モ時代ニ適應シタモノト考ヘテ居ル次第デアリマス

此ノ改訂豫算ハ、年度當初カラ今日ニ至ルマデノ期間ヲモ含シ、前年度分一年マルノノ分ノ豫算トシテ作ラレテ居リマス關係上、改訂豫算ノ成立前ニ既ニ施行豫算カラ支出シタ金額、豫備金支出ニ基イテ支出シマシタ金額、昭和二十一年勅令第二百四十二號ニ基イテ支出シタ金額ハ、之ヲ決算等ノ關係ニ於キマシテハ、改訂豫算ノ定額カラ支出シタモノト看做シテ整理ヲ致シマス、ソシテ會計ニ關スル事務ノ處理ノ圓滑ヲ期シタイト考ヘルノデアリマス

次ニ改訂豫算ニハ會計法第九條ニ規定スル第一豫備金及ビ第二豫備金ノ外ニ新シイ種類ノ豫備金ト致シマシテ、經濟安定費ト云フモノヲ設ケルコトガ出來ルコトニ致シマシタ、此ノ經濟安定費ハ、經濟安定ニ、關スル豫算ノ不足ヲ補ヒ、又豫算外ニ生ジタ經濟安定ニ關スル費用ニ充テヨウトスルモノデアリマス、而シテ此ノ經濟安定費ハ豫備金デアリマスカラ、其ノ支出ニ付キマシテハ、憲法第六十四條第二項ニ基キマシテ、帝國議會ノ承諾ヲ求メル必要ガアリマス、併シ其ノ性質ニ鑑ミマ

シテ、第一豫備金ニ關スル取扱ニ準ジマシテ、年度經過後ノ當會ニ於テ其ノ承諾ヲ求メルコトト致シタインデアリマス、尙ホ帝國議會ノ協贊ヲ經マシテ成立シタ昭和二十一年度施行豫算ノ追加豫算ハ、後日改訂豫算ガ成立致シマシタ場合ニハ之ヲ包攝サレルモノデアリマスカラ、其ノ意味ヲ規定致シマスト共ニ、此ノ追加豫算カラ支出スル金額ハ、之ヲ改訂豫算カラ支出シタモノト看做シテ整理スルト云フコトニ致スノデゴザイマス

最後ニ昭和二十一年度ニナリマシテカラ今日マデニ、豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニ掛ルモノノ議會ノ承諾ヲ求メル時期ニ付キマシテ、會計法ノ規定ニ依リマスルト、一應今期議會ニ提出スル必要ハナイノデゴザイマスガ、改訂豫算ノ御審議ヲ御願ヒ致シマスル今期ノ帝國議會ニ於テ、其ノ承諾ヲ求メルノガ適當ト存ジマシテ、之ニ關スル規定モ設ケタ次第デゴザイマス、斯様ナ譯デアリマシテ、此ノ法律案ハ今日ノ財政處理ノ上、是非トモ必要ナコトト考ヘタ次第デアリマス、ドウカ御贊成アラシコトヲ御願ヒ致シマス

○坂東委員長 政府委員ノ方デ、大臣ノ只今ノ説明ヲ補足スルコトガアレバ、此ノ際御願ヒ致シマス——ソレデハ次回ノ開會日ニ付テ御相談致シマス、月曜ノ二十九日ト三十日トドチラニ致シマセウカ
○青木(孝)委員 火曜日ノ午前方宜シイデセウ
○坂東委員長 ソレデハ三十日ノ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時三分散會